

指定強化選手選出評価基準

(目的)

第1条 冬季デフリンピックでのメダル獲得に向けてJPCの国内外強化活動費助成事業を円滑に進めるため、日本ろう者スキー協会スノーボードフリースタイルチーム(以降SBFという)指定強化選手の評価方法について基準を定める。

(適用範囲)

第2条 本規定は、SBF所属の指定強化選手に適用する。但し、次期冬季デフリンピック派遣候補選手として指定されたジュニア指定強化選手を除く。

(評価期間並びにランク公表方法)

第3条 評価期間を前年度の5月1日から翌年4月30日までとし、チーム総会において獲得ポイントと指定選手のランクを公表する。

(評価対象)

第4条 (1) 評価対象となる競技会の結果 (2) 選手の態度 (3) 強化合宿参加率 (4) 大会成績の計算方法は下記のとおりとする。

(評価方法)

第5条

(1) 「評価対象となる競技会の結果」

選手がそれぞれの種目(ハーフパイプ・スロープスタイル・ビッグエア・スノーボードクロス)の競技会で獲得した結果ポイントを採用する。

ハーフパイプ	①
スロープスタイル	①
ビッグエア	①
スノーボードクロス	②

① ハーフパイプ・スロープスタイル・ビッグエア

選手が参加した競技会の結果に基づき、スコアを満点を100点とし、オーバーオールジャッジング(難易度、完成度、高さ、バリエーション、発展性)によるジャッジ採点をポイントとして採用する。

②スノーボードクロス

(ア) 選手が参加した競技会の結果に基づき、順位によるポイントを100点満点で評価する。

(イ) 1位選手を100点とした場合、次の計算式で求める。

(ウ) $P=100-((\text{順位}-1) \div \text{参加選手数} \times 100)$

(2) 「選手の態度」

(ア) 選手の態度を礼儀正しさ、規律性、責任感、協調性、積極性、貢献度を強化合宿毎にそれぞれ3段階で評価する。参加した強化合宿毎のポイントを合計し、参加した強化合宿の回数で平均したポイントを算出する。

P：ポイント

評価項目	礼儀正しさ	規律性	責任感	協調性	積極性	貢献度
良い	10P	10P	10P	10P	10P	10P
ふつう	0P	0P	0P	0P	0P	0P
良くない	-10P	-10P	-10P	-10P	-10P	-10P

(イ) 3段階で評価する際の評価ポイントは次の通り

【加点要素】

- チームの模範選手としてチームを引っ張った
- 主将としてチームを引っ張った
- ムードメーカーとして他の選手に良い刺激を与えた
- 選手として大会等で大活躍し、他競技団体に明るい影響を与えた
- 強化合宿、大会等に積極的に参加した
- 強化合宿において、練習に集中し成果をあげた
- デフスポーツ発展の為に社会貢献活動を行った

【減点要素】

- チームの約束事を破り、チームに迷惑をかけた
- 監督やコーチの指示に従わない等、チームとしての規律を乱した
- 強化スタッフや他選手を批判もしくは中傷した
- チーム対して迷惑行為をした
- 已む得ない理由を除き、強化合宿に参加しなかった
- 強化合宿において、練習に集中しなかった
- 期限までに強化合宿に関する領収証などを提出しなかった

(3) 「強化合宿参加率」

年度事業計画で策定した強化合宿開催回数と参加した回数を割合する。

(4) 「大会成績」

対象となる大会は、冬季デフリンピック、世界デフスノーボード選手権とする。

対象となる大会がない年度においては前回行われた冬季デフリンピック、世界スノーボード選手権を対象とする。

(ア) 入賞の定義は下記通りである。

- 総出場人数が8名未満の場合はメダル（3位）以上とする。
- 総出場人数が9名以上15名未満の場合は、総出場人数の1/2以内の入賞とする。
- 総出場人数が3名未満の場合は成績を挙げずに大会ポイントのみとする。

(ランクの決定)

第6条 「一般社団法人日本ろう者スキー協会 指定強化選手選出規定」と「SBF指定強化選手選出評価基準」に基づき、それぞれランクの点数を合計し、指定強化選手のランクを決定する。（但しジュニア指定強化選手を除く）

ランク	点数	総合ポイント (1) ~ (2)	強化合宿参加率 (3)	大会成績 (4)
A	5点	288P以上から	80%~100%	3位以上
B	4点	216P以上から 288P未満	60%~80%	入賞
C	3点	144P以上から 216P未満	40%~60%	参加
D	2点	0P以上から 144P未満	20%~40%	-

獲得ポイント		ランク
13点以上から	15点	A指定強化選手
10点以上から	13点未満	B指定強化選手
7点以上から	10点未満	C指定強化選手
7点未満		D指定強化選手

(規格外事項)

第7条 この規程に定めのない事項については、上部団体の日本ろう者スキー協会が定められた定款、諸規定に従い、代表、強化責任者、強化スタッフで決定する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、上部団体の理事会の議決による。

(細則)

第9条

この基準の施行について必要な細則は、強化会議の議決を経て、上部団体の理事会の承認を得て行う。

付 則

この規程は2020年10月1日から施行する